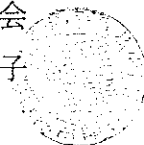


平成23年11月10日

株式会社 オフィスエル  
代表取締役 木村 誠 殿

社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 丹野 美絵子



ご連絡

当協会からの平成22年12月2日付「申入書」、及び平成23年7月27日付「要請書」に対し、貴社からは、平成23年1月28日付、及び同年8月30日付で「回答書」をいただきました。これらの回答書により、当協会が消費者契約法に定める不当条項に当たると指摘した事項や改善を申し入れた事項について一定の理解を示され、また新たに改訂された契約書も確認致しました。

従いまして、当協会の申入れにより一定の是正が図られ、現段階では法的措置による差止めまでの必要はないと思料されますので、当協会の貴社に対する申入れは、今回をもちまして終了することと致します。

もっとも、当協会は、今後も貴社の消費者に対して交付する書面の内容や実際の運用が法の趣旨に沿った適正なものであるかについて、絶えず関心を持って注視し、違法・不当な運用があれば、改めて是正の申し入れ等を行う所存ですので、その旨申し添えます。

なお、従前からお知らせしているように、貴社のご対応を含む本件の一連の経過について、消費者契約法第27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、当協会において公表することも併せて申し添えます。

本件連絡先：東京都港区高輪3-13-22 国民生活センタービル内  
社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL：03-3448-9736

FAX：03-3448-9830